



# 津山市育児休業代替任期付職員 登録試験受験案内

令和5年5月  
津山市総務部人事課

津山市では、市長部局、教育委員会等において、育児休業を取得する職員の代替として勤務していただく「育児休業代替任期付職員」を募集します。

申込期間	令和5年5月17日（水）～令和5年6月6日（火） ※受付は郵送も含め6月6日（火）午後5時15分に到着したもので有効とします。
試験日	令和5年6月18日（日）

## ※育児休業代替任期付職員とは

「地方公務員の育児休業等に関する法律」に基づき、任期の定めのない常勤職員（以下、一般職員）から育児休業の請求があった場合、その請求期間を限度に任期を定めて採用する正規の職員です。したがって、**勤務条件については原則一般職員と同様となります。**

採用及び任期については、育児休業を取得する一般職員の代替となるため、育児休業の取得状況により必要に応じて順次採用され、一般職員の育児休業請求期間に応じて任期が決定されます。なお、一般職員の育児休業請求期間が変更された場合、任期についても更新、短縮される場合があります（最長3年間）。

## 1. 募集職種及び登録予定人員

募集職種	登録予定人員	受験資格	職務の内容
保育士・幼稚園教諭・保育教諭（A）	5名程度	・平成15年4月1日までに生まれた人で、保育士資格若しくは幼稚園教諭免許を有する人 ・ピアノの弾き歌い及び絵本の読み聞かせができる人	市長部局などで主に保育士、幼稚園教諭又は保育教諭の専門業務に従事します。
保健師（B）	5名程度	・平成13年4月1日までに生まれた人で保健師免許を有する人	市長部局などで主に保健関係の専門業務に従事します。

※ 次のいずれかに該当する人は受験できません。

ア) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項（以下の項目等）に該当する人

- ・禁こ以上の刑に処せられその執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの人

- ・津山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

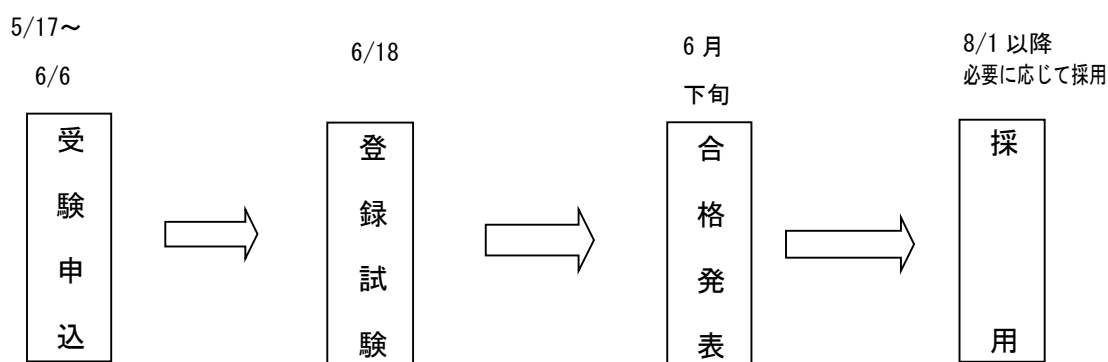
## 2. 受験の申込方法

- (1) 申込期間 令和5年5月17日(水)～令和5年6月6日(火)  
※土曜・日曜を除く
- (2) 申込時間 午前8時30分から午後5時15分  
(郵送の場合も申込期間最終日の午後5時15分必着)
- (3) 申込場所 津山市役所総務部人事課(本庁舎3階)  
〒708-8501 津山市山北520番地
- (4) 提出書類 受験申込書及び受験票  
※津山市役所ホームページからプリントできます。  
※郵送で申し込みの方は、受験票を官製はがきに貼りつけ、表面にあて先を明記したものを同封してください。

## 3. 試験の期日及び場所

- (1) 試験日 令和5年6月18日(日)
- (2) 受付時間 午前8時30分～午前8時50分
- (3) 場 所 津山市役所2階会議室ほか(津山市山北520番地)  
※当日は正面玄関よりお入りください。
- (4) 持参するもの 受験票、筆記用具(鉛筆HB又はシャープペンシル、消しゴム)
- (5) 提出書類
  - ・学業成績証明書(最終学歴校のもの)
  - ・卒業(修了)証明書(最終学歴校のもの)
  - ・資格証あるいは免許証の写し

## 4. 採用までの流れ



- (1) 試験の合格発表は合否に関わらず全員に通知します。
- (2) いずれかの試験科目において、一定の基準に達しない場合は、他の成績にかかわらず不合格とします。
- (3) この登録試験で合格されなかった人は、本人の成績(順位と総合得点)についての開示を請求することができます。(合格者については成績の開示はできません。)  
※開示請求される場合は、受験者本人が、受験票と本人であることを証明する書類(運転免許証等)を持参のうえ、合格発表の日から1ヵ月以内に直接人事課窓口までお越しください。開示受付時間は午前8時30分から午後5時15分までとなっております。た

だし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けしておりません。

- (4) この試験の最終合格者は、試験区分ごとの「育児休業代替任期付職員採用候補者名簿」に登録され、育児休業代替任期付職員の任用の必要が生じた際に成績順に随時採用されます。採用は不定期であり、試験に合格し名簿に登録された場合でも、該当登録期間中に採用されない場合があります。
- (5) この試験に最終合格した場合の採用候補者名簿有効登録期間は、令和5年8月1日から令和8年3月31日までの2年8ヵ月です。
- (6) 育児休業代替任期付職員として採用される前に、一般職員の産前産後休暇取得期間中に臨時的任用職員として採用される場合があります。

## 5. 試験の方法

### (1) 筆記試験

科目	試験区分	形式	時間	内容
適性検査①	全職種	択一式	20分	職務及び職場への適応性
専門試験	保育士・幼稚園教諭・保育教諭(A)	択一式	90分	社会福祉、児童家庭福祉、発達心理、保育原理・保育内容及び子どもの保健
	保健師(B)	択一式	90分	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学(情報処理を含む。)及び保健医療福祉行政論

### (2) 口述試験 集団面接

## 6. 採用等

- (1) 配属先については、採用に先立ち別途お知らせします。
- (2) 育児休業を取得する一般職員の代替のため、育児休業の取得状況によって随時採用されます。したがって、令和5年8月から必ずしも採用されるとは限りません。

※今後の採用予定：保育士・幼稚園教諭・保育教諭(A)の合格者のうち、1名は令和5年8月から育児休業又は産前産後休暇の取得期間に応じ、育児休業代替任期付職員又は臨時的任用の職員として採用する予定です。

保健師(B)の合格者のうち、1名は令和5年8月から育児休業又は産前産後休暇の取得期間に応じ、育児休業代替任期付職員又は臨時的任用の職員として採用する予定です。

- (3) 任用期間は一般職員の育児休業取得期間に応じて決定されます。育児休業の取得期間は概ね10ヵ月から3年までの期間です。
- (4) 一度採用されて任期を満了した場合も、名簿の有効期間内であれば再度採用されることがあります。

## 7. 勤務条件等

- (1) 任用期間が定められていること以外は、一般職員と同様の勤務条件（給与、勤務時間、休暇、服務、災害補償等）となります。ただし、育児休業の取得、育児短時間勤務を行うことはできません。
- (2) 初任給（令和5年4月1日現在）は原則として次のとおりですが、職歴等により一定の額が加算される場合があります。なお、今後の給与改定の状況によって、支給額が増減することがあります。

区 分	初 任 給	加算された場合の上限額
高 卒	154,600円	243,400円
短大卒	167,100円	246,000円
大 卒	185,200円	249,000円

- (3) このほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当（最高4.4ヶ月※令和5年4月1日現在）等がそれぞれの要件によって支給されます。また、一般職員に準じて昇給します。

## 8. その他

- (1) 一般職員の育児休業取得期間が変更された場合等には、任用期間が更新、又は短縮される場合があります。
- (2) 受験資格がないこと、又は申込書に虚偽の記載が判明した場合は採用後であっても合格を取り消すことがあります。

## 9. 問い合わせ先

津山市役所総務部人事課（本庁3階） ㊚0868-32-2043  
〒708-8501 津山市山北520番地  
ホームページURL <https://www.city.tsuyama.lg.jp>